

令和7年度 沖縄ものづくり製品開発・技術導入支援事業委託業務に係る企画提案仕様書

1 名称

令和7年度 沖縄ものづくり製品開発・技術導入支援事業委託業務

2 委託業務の期間

令和7年度（契約締結の日から令和8年3月31日まで）

※事業期間は令和7年度から令和9年度までの3年間

※事業の実施状況により、単年度ごとに契約締結するか判断する。

3 予算額 ※企画提案のために提示するものであり、契約金額ではない

27,002千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

※令和8年度及び令和9年度は、令和7年度予算額の範囲内で見積もる。

※経費の区分については「6 対象経費」を参照。

4 事業目的

本事業は、県内に製造等の拠点を有する企業を開発主体とする製品開発共同体〔産産連携、産学官連携など〕（以下、「共同体」という。）がお互いの有する技術等を活用し、本県の地域資源や特性を活かした付加価値の高い製品開発及び事業化を促進することで、競争力のあるものづくり産業の振興を図ることを目的とする。

5 委託業務の内容

(1) 実施体制の確保

共同体が本事業の目的を達成する過程において必要とされる、技術、財務及びプロジェクトマネジメントやマーケティングなど企業経営全般に関して、高い知見を有する専門コーディネーター等を2名程度配置する。

(2) 製品開発プロジェクトの公募、審査及び採択案の決定

共同体が行う製品開発の期間を考慮したスケジュールとすること。

製品開発補助 5件（内、食品製造関係3件程度）を予定

(3) 製品開発・技術導入・事業化のためのマーケティング講座等の企画・運営

(4) 共同体に対する補助金の適切な執行管理に関する助言

- (5) 共同体に対する製品開発・技術導入・事業化のための支援
- (6) 共同体に対する事業化に向けた支援
製品開発プロジェクト終了後においても、開発した商品が着実に事業化に繋がるよう、共同体に対し、各種支援制度の活用を促すなど必要な支援を行う。
- (7) 本事業の成果の周知
ホームページや事例集等により、広く、本事業をPRする。
- (8) フォローアップ調査の実施
製品開発プロジェクト終了後の事業化（支援前後の生産量など）の動向、波及効果等について、必要な追跡調査を行う。

6 活動指標と成果指標

活動指標と成果指標については以下のとおりとし、目標値の達成に向けて創意工夫を凝らすこと。

- (1) 活動指標
活動内容及び活動目標について、以下のとおり指標を定める。
 - ① 製品開発・技術導入補助支援 5件（内食品製造業者 3件以上）
 - ② 講座受講開催 1回以上
- (2) 成果指標
補助支援におけるテストマーケティング実施率 66%以上

7 対象経費

(1) 経費の区分

本事業の対象経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりである。

区 分	内 容
I. 人件費	事業に直接従事する者の直接作業時間に対する人件費
II. 事業費	
旅費	事業を行うために必要な国内、海外出張に係る経費、委員等旅

	費
会議費	事業を行うために必要な会議、ワークショップ等の茶菓料等
謝金	事業を行うために必要な謝金（ワークショップ等の講師に対する謝金、会議・講演会等に出席した外部専門家等に対する謝金、講演・原稿の執筆・研究協力等に対する謝金等）
使用料及び賃借料	委員会、講座等の開催や、事業に必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費
消耗品費	事業を行うために必要な物品であって備品費に属さないもの（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの）の購入に要する経費
印刷製本費	事業で使用する事業成果報告書等の印刷（コピー）等に関する経費
補助職員人件費	事業を実施するために必要な補助員（アルバイト等）に係る経費
その他諸経費	事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの
Ⅲ. 再委託費	受注者が当該事業の一部を第三者に委任し、又は請け負わせるために必要な経費
Ⅳ. 一般管理費	委託事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費（Ⅰ. 人件費＋Ⅱ. 事業費の10%以内を上限とする（小数点以下切り捨て）。）

※上記各項目は税抜き価格で積算し、別途消費税額（小数点以下切り捨て）を計算すること。

※再委託費と外注費の合計は、総事業費の1/2を超えないようにすること。

(2) 直接経費として計上できない経費

- ① 建物等施設に関する経費
- ② 事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
- ③ 事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ④ その他事業に関係のない経費

8 その他

- (1) 製品開発等を支援する他機関・団体との連携を図りながら、共同体の製品開発・技術導入・事業化を促進すること。
- (2) 事業完了時に実際に要しなかった経費があるときは、相当の委託料を減額する。
- (3) 本事業の実績をまとめた報告書を成果品として1部及び電子ファイルを沖縄県に提出する。
- (4) 本事業は、沖縄振興特別推進交付金などを活用して実施するものであり、受託者においては、補助金等に係る予算の執行適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)に基づき、適正に執行する必要がある。